

法科大学院認証評価

自己評価書

令和4年6月

愛知大学大学院法務研究科

目 次

I	現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	法科大学院の教育活動等の現況	3
領域 2	法科大学院の教育活動等の質保証	7
領域 3	教育課程及び教育方法	20
領域 4	学生の受入及び定員管理	33
領域 5	施設、設備及び学生支援等の教育環境	42

I 現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名 愛知大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地 愛知県名古屋市
- (3) 学生数及び教員数（令和4年5月1日現在）

学生数	34人
教員数	13人（うち実務家教員4人）

2 目的

愛知大学大学院法務研究科（以下、「本法科大学院」という）は、「法曹に必要な知識及び能力を養成するための教育を行うことを目的とする」（愛知大学専門職大学院学則第2条第3項）。すなわち、専門的な法的知識を具え、それを駆使し、事実関係を的確に分析し、どのようにして法的紛争を解決するのかを思考し、それを論述し、相手と交渉したりする能力を養成し、また、プロフェッショナルとしての責任感や倫理観を涵養することで、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという使命に基づき、法の支配の担い手として質の高いサービスを地域社会に提供し、地域社会に貢献するローヤー、具体的には、①市民生活から生じる多様な法的諸問題に関して、市民が必要とする法的サービスを提供するホーム・ローヤー、②企業活動から生じる複雑多岐な法律問題に関して、専門的に適切なサービスを提供するビジネス・ローヤーとしての法曹を養成することを目的とする（本法科大学院ウェブサイト：<https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline/concept>、<https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/learning>）。

3 特徴

本法科大学院を擁する愛知大学（以下、「本学」という）は、その設立趣意書（現代語訳）において、本学設立の「特殊な意義と使命」を、次のように述べている。第1に、「学問文化の興隆」を計るために、「大都市への偏重集積をなくし地方分散こそ望むとの趣旨」を活かし、「名古屋市を中心とする中部日本に」、「法文科系」の本学を設置し、「学問の研究を盛んに」し、「周囲への文化的影響」を及ぼすこと、第2に、本学に「一般的な学問の基礎の上に各国の政治、経済、文化の研究に重点を置く科目を設け、これを必須科目とし、いわば国際文化大学のような性格」を持たせ、「国際的教養と視野を持つ」「世界文化と平和に寄与すべき」人材を育成することである。

（本学ウェブサイト：<http://edu.aichi-u.ac.jp/toa/images/pdf/syuisyo-ja.pdf>）

本学は、この設立趣意書を踏まえ、「高い教養と専門的職能教育を施し、広く国際的視野をもって人類社会の発展に貢献しうる人材を養成することを目的とする」（愛知大学学則第1条）。

そのうえで本法科大学院は、法の支配の担い手として質の高いサービスを地域社会に提供し、地域社会に貢献するローヤーを養成することを目的とし、一定の成果を収めてきた。これまでに本法科大学院は、141名の司法試験合格者を輩出し、その累積合格率は、66.82%となっている（2021（令和3）年司法試験結果）。

このように一定の成果を収めてきた本法科大学院の特徴は、「教員が学生と同じ方向を向いて目標達成のため前進する」という基本姿勢の下、少人数教育、段階的・発展的教育プログラムを実施していることである。本法科大学院の少人数教育とは、単に学生の人数が少ないことを意味するのではなく、教員と学生の距離が非常に近いことを活かして、教員が、学生の個性や学修状況などを踏まえて、丁寧な学修指導を行うだけでなく、教員が、科目の枠を超えて、学生の個性、得手・不得手などの情報交換を日常的に行い、一丸となって多角的な学修指導を行うことを意味する。学生は、こうした少人数教育を受けることにより、自らの個性を自覚し、自らの得手・不得手を正確に把握したうえで、学修を進めていくことができる。また、本法科大学院の段階的・発展的教育プログラムとは、1年次に、法律基本科目を理解することに重点を置き、2年次に、演習科目を中心に、具体的な事案を解決するための基本的な能力を涵養することに重点を置き、3年次に、総合演習において様々な事案を解決するための応用能力を涵養することに重点を置くプログラムを指す。学生は、この段階的・発展的教育プログラムを通じて、法律基本科目を理解し、多様な法的紛争を自らの力で解決する能力を段階的に身につけていくことができる。

本法科大学院の少人数教育、段階的・発展的教育プログラムを通じて、学生は、法の支配の担い手として質の高いサービスを地域社会に提供し、地域社会に貢献するローヤーとしての能力を涵養することができるのである。

更に、2019（令和元）年以降、本法科大学院への外国籍の者の出願が増え、2019（令和元）年に1名、2021（令和3）年に1名、2022（令和4）年に1名が入学した。これらの外国籍学生が、本法科大学院の少人数教育、段階的・発展的教育プログラムを通じて、法の支配の担い手として質の高いサービスを地域社会に提供し、地域社会に貢献するローヤーとしての能力を涵養するのみならず、国際的教養と視野を持った世界文化と平和に寄与するローヤーとしての能力を涵養していくように努めている。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

：「該当なし」

基準 1－1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1－1－1] 法科大学院の目的が適切に設定されていること	・ 自己評価書の「Ⅰ 現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
なし			

基準 1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-2-1] 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼任及び兼任教員を配置していること	・教員の配置状況（別紙様式 1-2-1-1）		
	1-2-1-1 教員の配置状況		
	1-2-1-1 教員の配置状況		再掲
	・開設授業科目一覧（別紙様式 1-2-1-2）		
	1-2-1-2 開設授業科目一覧		
	1-2-1-2 開設授業科目一覧		再掲
[分析項目 1-2-2] 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること	1-2-1-3 臨床実務Ⅱ授業計画書		
	・教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-2-2）		
	1-2-2 教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	1-2-2 教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		再掲
	・教授会等に関する規程類		
[分析項目 1-2-3] 法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること	1-2-2-1 愛知大学専門職大学院学則(2022年4月1日改正版)		
	・予算に関するヒアリングや協議の概要等		
[分析項目 1-2-4] 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること	1-2-3 2022年度予算申請書（申請・内示）（非公表）		
	・管理運営を行うための事務組織の役割、人員の配置状況が把握できる資料（組織図、事務分掌規程等）		
	1-2-4-1 愛知大学事務分掌規程		
[分析項目 1-2-5] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	1-2-4-2 法科大学院（大学院事務課車道事務室）事務体制		
	・SDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 1-2-5）		
	1-2-5 SDの実施内容・方法及び実施状況一覧		
1-2-5 SDの実施内容・方法及び実施状況一覧			再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】			
なし			
基準 1-3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-3-1] 法令により公表が求められている事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1-3-1）		
	1-3-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
	1-3-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		再掲
[分析項目 1-3-2] 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること	・法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1-3-2）		
	1-3-2 法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
	1-3-2 法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
分析項目 1-3-1 について、研究者教員、派遣検察官（実務家教員）、弁護士（実務家教員）が、本法科大学院HPの「愛知大学の強み」「動画ライブラリー」「2022年度オンライン説明会」において、本法科大学院の具体的な教育活動に関する情報などを積極的に発信している。	1-3-1-1 愛知大学の強み - 愛知大学 法科大学院		
	1-3-1-2 愛知大学 法科大学院 HP 動画ライブラリー		
	1-3-1-3 愛知大学 法科大学院オンライン説明会		
【改善を要する事項】			
なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 法科大学院の教育活動等の質保証

: 「該当なし」

基準2-1 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること	・責任体制等一覧(別紙様式2-1-1)		
	2-1-1 責任体制等一覧		
	2-1-1 責任体制等一覧		再掲
	・自己点検・評価に関する規程類		
	2-1-1-1 愛知大学自己点検・内部質保証委員会規程(最新版)		
	2-1-1-2 自己点検・内部質保証委員会 委員名簿(非公表)		
	2-1-1-3 愛知大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程 最新版		
	2-1-1-4 法務研究科FD協議会記録(2021年度分)(非公表)		
	2-1-1-5 2022年度自己点検・内部質保証委員会議事録(委内部22-04-14)		
	2-1-1-6 2022年度自己点検・内部質保証委員会議事録(委内部22-05-19)		
	2-1-1-7 2022年度自己点検・内部質保証委員会議事録(委内部22-06-02)		
	2-1-1-8 委内部22-06-16		
	2-1-1-9 2022年度第4回法務研究科教授会レジュメ		
	2-1-1-10 愛知大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会の活動の詳細に関する申し合わせ(最新版)		
[分析項目2-1-2] 教育課程連携協議会が設けられていること	・教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧(別紙様式2-1-2)		
	2-1-2 教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	2-1-2 教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		再掲
	・教育課程連携協議会の設置及び運用に関する規程		
	2-1-2-1 愛知大学大学院法務研究科教育課程連携協議会規程		
	・教育課程連携協議会の名簿(規程上の構成員との対応関係が分かる資料)		
	2-1-2-2 法務研究科教育課程連携協議会委員名簿		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[分析項目 2-1-2] 教育課程連携協議会の提言に係る本法科大学院の「弁護士過疎地域における法的支援」の取組として、2019（令和元）年度から愛知県北設楽郡東栄町役場と愛知大学車道校舎とをオンラインで接続し、本法科大学院修了生弁護士による法律相談を行っている。	2-1-2-3 2021年度教育課程連携協議会議事録		
	2-1-2-4 東栄町への法的支援事業（2020事業報告PPT 法科大学院28頁）	28頁	
[分析項目 2-1-2] 教育課程連携協議会の提言に係る「外国人居住地域への法的支援」の取組を実現するために、2021（令和3）年度学長裁量経費を獲得し、2021（令和3）年12月11日（土）に、外国人労働者が多い愛知県豊田市保見地区において、本法科大学院教員、豊田市職員、本法科大学院修了生弁護士を含む弁護士、ポルトガル語通訳等が協力して日本国憲法に関する講話及び行政・法律相談を実施した。 また、2022（令和4）年度も引き続き学長裁量経費を得て、同年8月に「外国人居住地域への法的支援」を実施する。	2-1-2-5 2022年度学長裁量経費申請書（非公表）		
	2-1-2-6 「外国人居住地域への法的支援促進」プロジェクト実施報告		
	2-1-2-7 YouTube動画 愛知大学法科大学院地域貢献プロジェクト「外国人居住地域への法的支援」		
	2-1-2-8 【資料1-2（コメント）】2021学裁成果報告（国際化促進LS）（非公開）		
[分析項目 2-1-2] 教育課程連携協議会の提言に係る「グローバル社会への法科大学院の取組」を実現するために、2022（令和4）年度学長裁量経費を獲得し、2022（令和4）年7月から12月にかけて、「グローバル企業向け外国法講座の提供」を実施する。	2-1-2-5 2022年度学長裁量経費申請書（非公表）		再掲
	2-1-2-9 岡谷鋼機様 講座企画書 Ver.2		
	2-1-2-10 2022年度 愛知大学主催岡谷鋼機株式会社外国法基礎講座日程表		
[分析項目 2-1-2] 教育課程連携協議会の提言に係る「グローバル社会への法科大学院の取組」を実現するものとして、2021（令和3）年度より、「外国人法曹養成のための特別選抜制度」を導入した。	2-1-2-11 2023年度募集要項		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
なし			

基準2-2（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること	・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式2-2-1）		
	2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		
	2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		再掲
	・自己点検・評価に関する規程類		
	2-1-1-3 愛知大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程 最新版		再掲
	2-1-1-10 愛知大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会の活動の詳細に関する申し合わせ（最新版）		再掲
	2-2-1-1 2022第4回教授会レジュメ(20220629)		
	2-2-1-2_自己点検・評価委員会議事録案（2022年4～5月分）		
[分析項目2-2-2] 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること	2-2-1-3 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム（愛知大学）【様式2】工程表		
	・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式2-2-1）		
	2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		再掲
	2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		再掲
	・自己点検・評価の結果に関する報告書		
	2-2-1-1 2022第4回教授会レジュメ(20220629)		再掲
	2-2-1-2_自己点検・評価委員会議事録案（2022年4～5月分）		再掲
	2-2-1-3 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム（愛知大学）【様式2】工程表		再掲

【分析項目 2-2-3】 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること	・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式 2-2-1）		
	2-2-1 自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		再掲
	2-2-1 自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		再掲
	・自己点検・評価の結果に関する報告書		
2-2-1-2 自己点検・評価委員会議事録案（2022年4～5月分）		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【分析項目 2-2-3】 未修1年次生の共通到達度確認試験の成績は教授会で提示され、所定の成績基準を充足しない学生については、その学習状況を教授会構成員全員で把握・分析した上で、学力が伸びるよう効果的な学習指導を検討し実施している。	2-2-3 教授会議事録（共通到達度確認試験） 墨消し済み		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
なし			

基準2-3（重点評価項目） 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること	・司法試験の合格状況（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 司法試験の合格状況		
	2-3-1 司法試験の合格状況		再掲
	・当該法科大学院が司法試験の合格率に関して設定している数値目標に関する資料（非公表のものも含む） 2-2-1-3 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム（愛知大学）【様式2】工程表		再掲
[分析項目2-3-2] 修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること	・修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況）が把握できる資料		
	2-3-2 2022版 修了生一覧（非公表）		
	2-3-2-1 愛知大学法科大学院修了生の東海地方における活躍状況（過去10年間）		
[分析項目2-3-3] 修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること	・修了時の学生や修了後に一定年限を経過した修了者からの意見聴取（アンケート調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3 アンケート結果概要		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[分析項目2-3-3] 5年に一度、修了生に対し、同窓会を通じてGoogle Formを使用したオンラインのアンケート調査を行っている。2021（令和3）年度に実施したアンケートでは、本法科大学院のカリキュラムについて法曹実務に役立っているという評価が多く、これは本法科大学院のカリキュラムが法曹養成だけでなく、修了・司法試験合格後の法曹実務を見据えた適切なものであることを示すものといえる。引き続き、アンケート調査だけでなく、同窓会関係の行事等の機会も利用しつつ、修了生の意見を取り入れた適切な法曹養成教育を実践していく予定である。	2-3-3 アンケート結果概要		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
[分析項目 2-3-1] 2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの5年のうち、本法科大学院の司法試験合格率が全法科大学院の平均合格率を下回ったのは2018（平成30）年度と2019（令和元）年度であり、全法科大学院の平均合格率を上回ったのは2017（平成29）年度、2020（令和2）年度、2021（令和3）年度である。とりわけ、2020（令和2）年度、2021（令和3）年度の司法試験合格率は、それぞれ77.78%及び66.67%であり、全法科大学院の平均合格率を大きく上回り、第1位となった。	2-3-1-1 愛知大学法科大学院司法試験合格率と平均合格率との比較（本学HP抜粋）		
	2-3-1-2 令和3年司法試験法科大学院等別合格者数等（合格率順）文部科学省		
[分析項目 2-3-1] 本法科大学院の累積合格率は、66.82%（2021（令和3）年5月現在）と常に高率で推移している。	2-3-1 司法試験の合格状況		再掲
	2-3-1-3 法科大学院別司法試験累計合格者数等（累計合格率順）文部科学省		
[分析項目 2-3-1] 2017（平成29）年度から2021（令和3）年度の5年間における未修者コース修了者の合格率は、2017（平成29）年度36.36%（0.00%）、2018（平成30）年度27.27%（0.00%）、2019（令和元）年度20.22%（0.00%）、2020（令和2）年度66.7%（100.00%）、2021（令和3）年度66.7%（0.00%）であり、比較的高い水準で推移している（カッコ内数値は既修者コース修了者の合格率）。	2-3-1-3 法科大学院別司法試験累計合格者数等（累計合格率順）文部科学省		再掲
	2-3-2-1 愛知大学法科大学院修了生の東海地方における活躍状況（過去10年間）		再掲
[分析項目 2-3-2] 本法科大学院は、累積合格率から全体の3分の2の修了生が司法試験に合格し、東海地方を中心に、裁判官、検察官、弁護士として就職し、地域に貢献する法曹となっている。			
【改善を要する事項】			
なし			
基準 2-4（重点評価項目） 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 2-4-1] 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること	・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式 2-2-1）		
	2-2-1 自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		再掲
	2-2-1 自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		再掲
	2-2-1-2 自己点検・評価委員会議事録案（2022年4～5月分）		再掲
	2-4-1-1 教法科22-05-18（2022年5月度教授会議事録）		
	2-4-1-2 F D協議会記録（2022.02.09）		

	2-4-1-3 F D協議会記録 (2022.04.13)		
	2-4-1-4 F D協議会記録 (2022.05.18)		
	2-4-1-5 F D協議会記録 (2022.06.15)		
	2-4-1-6 2022年度第4回法務研究科自己点検・評価委員会議事録		
	2-4-1-7 2022年度第4回法務研究科 F D協議会議事録		
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[分析項目 2-4-1] 愛知大学法務研究科自己点検・評価委員会規程に基づき、法務研究科自己点検・評価委員会が中心となって月に約1回のペースで会議を開催して本法科大学院の課題等を摘示し、随時FD協議会でそれら課題等に対する改善策を議論するとともに、同委員会が中心となって年次報告書を作成している。	2-2-1-2 自己点検・評価委員会議事録案 (2022年4～5月分)		再掲
	2-4-1-1 教法科22-05-18 (2022年5月度教授会議事録)		再掲
	2-4-1-2 F D協議会記録 (2022.02.09)		再掲
	2-4-1-3 F D協議会記録 (2022.04.13)		再掲
	2-4-1-4 F D協議会記録 (2022.05.18)		再掲
	2-4-1-5 F D協議会記録 (2022.06.15)		再掲
	2-4-1-6 2022年度第4回法務研究科自己点検・評価委員会議事録		再掲
	2-4-1-7 2022年度第4回法務研究科 F D協議会議事録		再掲
[分析項目 2-4-1] 愛知大学法務研究科自己点検・評価委員会が課題等を摘示し、FD協議会でそれら課題等に対する改善策を議論し、具体的な改善策を実施している。これまでに、法科大学院生の進級率、修了率を改善するために、1年生に対して「担任制」を導入し、全ての学生に対して本法科大学院を修了した弁護士による「オンラインサポート」を導入し、従来、毎年3月に実施している「修了直前一斉自主研究」を、学期末試験の解説を対面で行う「自主研究会」に改組した。	2-4-1-8 2021年度第5回法務研究科FD協議会会議通知 (20220209)		
	2-4-1-9 F D協議会記録 (2022.02.09)		
	2-4-1-10 【資料01①】修了率の改善に向けた検討		
	2-4-1-11 【資料01②】進級率の改善のに向けた取り組みについてのご提案		
	2-4-1-12 【資料01③】進級率改善に関する資料 (別添資料)		
	2-4-1-13 定期面談関係資料		
	2-4-1-14 2022年度における1L生の担任制度について (学生向け)		
	2-4-1-15 LS担任制面談記録		
	2-4-1-16 2022年度春オンラインサポート担当表		
	2-4-1-17 【お知らせ】2021年度修了直前一斉自主研究の開講について (2022.02.28)		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
なし			

基準 2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 2-5-1] 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去 5 年分）（別紙様式 2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去 5 年分）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去 5 年分）		再掲
	・教員の任用や昇任等における職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準（非公表のものを含む。）		
	2-5-1-1 法務研究科専任教員の採用及び昇格に関する基準を定める内規		
	2-5-1-2 法務研究科専任教員（実務家教員）の採用及び昇格に関する基準申し合わせ		
	2-5-1-3 法科大学院における非常勤（兼任）教員の採用に関する内規		
	・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料（評価に用いる資料の様式等）		
[分析項目 2-5-2] 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること	2-5-1-4 評価に用いる資料の様式		
	・教員評価の実施状況（直近 3 回程度）（別紙様式 2-5-2）		
	2-5-2 教員評価の実施状況（直近 3 回程度）		
	2-5-2 教員評価の実施状況（直近 3 回程度）		再掲
	・教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価に関する規程		
	2-5-2-1 法務研究科専任教員の教育の質の継続的確保のための自己評価実施要領		
[分析項目 2-5-3] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・教員評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、評価結果の報告書等）		
	2-5-2-2 2021年度教員自己評価シート集計結果		
	・FDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-3）		
[分析項目 2-5-4] 法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	2-5-3 FDの実施内容・方法及び実施状況一覧		
	2-5-3 FDの実施内容・方法及び実施状況一覧		再掲
	・教育支援者や教育補助者に対する研修等の方針、内容・方法及び実施状況等を把握できる資料		
	2-5-4-1 チューターゼミに関するアンケート結果のまとめ		
	2-5-4-2 チューターとの懇談会に関する報告		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
〔分析項目 2-5-1〕 本法科大学院は、専任教員の採用・昇任に関して、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」の細則を定め、研究者教員の採用および昇格に関する規程（法務研究科専任教員の採用及び昇格に関する基準を定める内規）ならびに実務家教員の採用および昇格に関する規程（法務研究科専任教員（実務家教員）の採用及び昇格に関する基準申し合わせ）に基づき、当該基準への適合性を教授会において厳格に審査している。なお、実務家教員については、学生のロールモデルでもあるので、教員評価に当たっては、人物面の審査も厳格に行っている。	2-5-1-1 法務研究科専任教員の採用及び昇格に関する基準を定める内規		再掲
	2-5-1-2 法務研究科専任教員（実務家教員）の採用及び昇格に関する基準申し合わせ		再掲
〔分析項目 2-5-2〕 毎年度、非常勤講師担当科目を含む全科目のシラバスの点検を通じて、常に一定の教育の質が担保されているか法科大学院としてチェックしている。	2-5-2-3 シラバス点検関係資料		
〔分析項目 2-5-2〕 本法科大学院は、春・秋学期中に、各授業科目について、記述式の「中期授業評価アンケート」を実施している。担当教員は、「中期授業評価アンケート」の結果を踏まえ、各学期中に授業改善のための取組を行うことができる。	2-5-2-4 「法科大学院 授業評価アンケート(秋学期・中期)」結果の送付及び「担当教員からのコメント」作成について		
〔分析項目 2-5-2〕 本法科大学院は、春・秋学期末に、各授業科目について、マークセン式と記述式を併用する授業評価アンケートを実施している。学期末の授業評価アンケートの結果に基づき、担当教員が自己評価を行うだけでなく、教授会で授業評価アンケートの集約結果を開示することにより、次年度の春・秋学期の授業内容・教授方法の改善点を認識できるようにしている。 本法科大学院では、各学期中及び学期末の 2 回、授業評価アンケートを実施することで、担当教員が授業内容・教授方法を具体的に改善できるように努めている。	2-5-2-5 教授会資料①「法科大学院 授業評価アンケート(秋学期・後期)」の集計結果の送付及び「担当教員からのコメント」作成について		
	2-5-2-6 教授会資料②2021年度秋学期後期授業評価アンケート集計結果総括表（科目コード順） 墨消し済み		
〔分析項目 2-5-2〕 本法科大学院は、2021（令和3）年度から、専任教員が「教育」「研究」「法科大学院運営」「社会貢献活動他」の各項目について行った自己評価結果に基づき法務研究科長が教育の質の継続的確保の観点から行う教員評価制度を導入している。	2-5-2-2 2021年度教員自己評価シート集計結果		再掲
〔分析項目 2-5-2〕 本法科大学院では、専任教員間で授業参観が行われ、常に一定の教育の質が担保されているか法科大学院としてチェックしている。	2-5-2-7 授業参観報告書（参考・非公表）		
〔分析項目 2-5-3〕 本法科大学院では、毎学期の期末試験後に、専任教員が分担して全ての学生に対して面談を行い、各学生の学修状況、生活状況などの情報を把握し、自己点検・評価委員会を中心にFD協議会を開催し、各学生の学修状況、生活状況などを共有し、学力が伸び悩んでいる学生に対しては、個別の対応を実施している。	2-5-3-1 2021年度秋学期 面談担当者表		
〔分析項目 2-5-3〕 本法科大学院では、自己点検・評価委員会を中心にFD協議会を開催し、「一定の教育の質を保ちつつ、いかに学生の進級および修了を認定していくか」という大きな課題を、時間をかけて議論している。	2-5-3 FDの実施内容・方法及び実施状況一覧		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】	なし		
基準 2-6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 2-6-1] 締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること	・ 法曹養成連携協定の協定書		
	2-6-1-1 法曹養成連携に関する学内協定		
	・ 締結している各法曹養成連携協定に基づいて当該法科大学院が行うこととしている事項の対応状況が確認できる資料		
	2-6-1-2 法学部法学科法科大学院連携コースシラバス（協定に基づき、法科大学院が教員を派遣）		
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[分析項目 2-6-1] 本法科大学院においては、2022（令和4）年度より、愛知大学法学部法科大学院連携コース（本学における「認定連携法曹基礎課程」の名称）生が本法科大学院の講義を受講している。 そのため、2021（令和3）年4月27日、5月25日、9月24日、11月11日に、愛知大学法学部と本法科大学院の担当者がオンライン会議で打合せを行い、その結果を教授会で報告し、教員間で情報を共有している。具体的には、愛知大学法学部が、連携コース生の選抜および事前研修などを行い、本法科大学院が、カリキュラム調整、時間割調整、導入教育の準備、連携コース生へ貸与するノートPCの準備、連携コース生の自習室確保、プリンターの準備、図書館入館の調整などを行っている。	2-6-1-3 2021年度法曹コース打ち合わせ記録		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
	なし		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 教育課程及び教育方法

 : 「該当なし」

基準3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・学位授与方針 3-1-1 学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
なし			

基準3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] ①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること	・教育課程方針		
	3-2-1 教育課程の編成・実施方針		
[分析項目3-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・教育課程方針		
	3-2-1 教育課程の編成・実施方針		再掲
	・学位授与方針		
	3-1-1 学位授与方針		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[分析項目3-2-2] 本法科大学院は、法理論教育を中心としつつ、実務との架橋を強く意識した教育の実践を教育課程編成方針のひとつとしている。このことはとりわけ2年次及び3年次の演習科目を中心に、研究者教員と実務家教員が協力し、研究者の視点と実務家の視点を活かして授業を進めていることに体现されている。各演習科目担当教員は、本法科大学院の学位授与方針に則り、①豊かな人間性と人権感覚の涵養、②専門的な法的知識の修得を目標としている。これらの目標は、研究者と実務家それぞれの知見と経験を踏まえた相互協力なしには達成しえないものである。	3-2-2-1 法務総合演習（公法・研究者・実務者教員）授業資料		
	3-2-2-2 2022春・公法総合演習科目担当者、スケジュール表		
	3-2-2-3 2022春・民事法総合演習科目担当者、スケジュール表		
	3-2-2-4 2022春・刑事法総合演習科目担当者、スケジュール表		
	3-2-2-5 2022春・公法総合演習シラバス		
	3-2-2-6 2022春・民事法総合演習シラバス		
	3-2-2-7 2022春・刑事法総合演習シラバス		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
なし			

基準 3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3-3-1] 法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること	・ 課程の修了要件に関する規程		
	1-2-2-1 愛知大学専門職大学院学則(2022年4月1日改正版)		再掲
	・ 履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧 3-3-1 愛知大学 2022年度法科大学院ガイドブック	p. 15～17	
[分析項目 3-3-2] 法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること	・ 履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧 3-3-1-1 専門職大学院(法科大学院)授業科目履修規程	p. 15～17	
	・ カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等 3-3-1 愛知大学 2022年度法科大学院ガイドブック	p. 15～17	再掲
	3-3-2-1 カリキュラムマップ		
	・ 各授業科目の到達目標、内容が確認できる資料（シラバス等）		
	3-3-2-2 2021年度シラバス		
	3-3-2-3 2022年度シラバス		
[分析項目 3-3-3] 法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること	・ 履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧 3-3-1 愛知大学 2022年度法科大学院ガイドブック	p. 15～17	再掲
	・ カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等 3-3-2-1 カリキュラムマップ		再掲
[分析項目 3-3-4] 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てを開設するよう努めていること	・ 履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧 3-3-1 愛知大学 2022年度法科大学院ガイドブック	p. 15～17	再掲
[分析項目 3-3-5] 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること	・ 法科大学院の目的又は養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていることを示す資料（説明又は図示） 3-3-1 愛知大学 2022年度法科大学院ガイドブック	p. 15～17	再掲
[分析項目 3-3-6] 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること	・ 各授業科目の到達目標、内容が確認できる資料（シラバス等） 3-3-2-2 2021年度シラバス		再掲
	3-3-2-3 2022年度シラバス		再掲
[分析項目 3-3-7] 段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること	・ 段階的かつ体系的な教育の実施を学生に示している資料（履修案内等） 3-3-1 愛知大学 2022年度法科大学院ガイドブック	p. 15～17	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[分析項目3-3-2、3-3-3] 主として1年次生が受講する「法曹実務Ⅰ」では、第14回・第15回の実習に先立ち、第1回～第13回までの講義授業の中で、女性、犯罪被害者、子ども、高齢者、外国人の権利をめぐる諸問題を取り上げ、法曹の公共性、あるべき姿について説明している。	3-3-2-4 2022春学期「臨床実務Ⅰ」シラバス		
[分析項目3-3-2～3-3-7] 本法科大学院では、研究者教員が法律基本科目の基礎的な学術知識を教授し、それを踏まえたうえで、研究者教員と実務家教員が協力して応用的な実務上の知識を教授する段階的かつ体系的な教育を実施している。	3-3-1 愛知大学 2022年度法科大学院ガイドブック	p. 15～17	再掲
[分析項目3-3-4] 小規模な法科大学院ではあるものの、司法試験選択科目については、すべての科目を開講し、学生の便宜を図っている（長らく不開講であった環境法も、2022（令和4）年度に開講した）。	3-3-1 愛知大学 2022年度法科大学院ガイドブック	p. 15～17	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
☒ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
なし			

基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・開設授業科目一覧（別紙様式1-2-1-2）		
	1-2-1-2 開設授業科目一覧		再掲
	1-2-1-2 開設授業科目一覧		再掲
	・シラバス		
	3-3-2-2 2021年度シラバス		再掲
	3-3-2-3 2022年度シラバス		再掲
[分析項目3-4-2] 授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること	・授業の方法に関する組織的に統一された方針が分かる資料（シラバスの記載方針やFD会議録等）		
	2-5-2-3 シラバス点検関係資料		再掲
[分析項目3-4-3] 授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するように適切に配慮されていること	・論述能力の涵養の方法等を明確に定めていることが分かる資料（シラバス等）		
	3-3-2-2 2021年度シラバス		再掲
	3-3-2-3 2022年度シラバス		再掲
[分析項目3-4-4] 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として50人以下となっていること	・開設授業科目一覧（別紙様式1-2-1-2）		
	1-2-1-2 開設授業科目一覧		再掲
	1-2-1-2 開設授業科目一覧		再掲
	・50人を超える授業科目の教育上の必要性和十分な教育効果が上げられるものとなっていることが把握できる資料（シラバス等に加え、補足説明を付すること）		
		本学には50名を超える授業がない。	
[分析項目3-4-5] 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に則したものであること	・開設授業科目一覧（別紙様式1-2-1-2）		
	1-2-1-2 開設授業科目一覧		再掲
	1-2-1-2 開設授業科目一覧		再掲
[分析項目3-4-6] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が35週確保されていることが確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	3-4-6 2022年度専門職大学院暦		
[分析項目3-4-7] 各授業科目の授業期間が、10週又は15週にわたるものとなっていること。10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	3-4-6 2022年度専門職大学院暦		再掲
	・授業科目が10週又は15週にわたる期間を単位として行われていない場合、教育上の必要性和教育効果が同等であることを示す資料		

[分析項目3-4-8] 履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設定され、関係法令に適合していること	・CAP制に関する規程		
	3-3-1-1 専門職大学院(法科大学院)授業科目履修規程		再掲
[分析項目3-4-9] 早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること	・多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した学修指導の実施体制及び実施内容が確認できる資料（法学未修者に対して基本的な考え方を理解させる授業計画に関する資料、社会人である学生に対する長期履修制度や夜間コースの導入等に関する資料等）		
	3-4-9 2022年度プレスクーリング関係資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
〔分析項目3－4－3〕 2年次及び3年次の演習科目では、毎時間、事前レポートもしくは事後レポートの提出を義務付けている。いずれのレポートも、担当教員（研究者教員及び実務家教員）が添削したうえで学生に返却している。 事前レポートの提出は、学生の適切な予習をサポートし、担当教員が学生の理解の水準や多くの学生が間違えている部分を的確に把握する目的で行い、事後レポートの提出は、授業の理解度を確認する目的で行っている。事前レポートもしくは事後レポートを通じて、学生と担当教員が緊密なコミュニケーションを図ることにより、担当教員は、研究者又は実務家の視点で、個別学生の個性、得手、不得手を把握し、将来の法曹としての実務に必要な文章作成能力を涵養することに繋がっている。	3-4-3 刑事法総合演習添削済み答案（個人情報削除済）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
なし			

基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること	・成績評価基準について定めている規程等（公表されていない細目等がある場合は、それらも含む）		
	3-5-1-1 専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程 最新版		
	3-5-1-2 学生の成績評価に関するガイドライン 最新版		
[分析項目3-5-2] 成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることが確認できる資料		
	3-3-1 愛知大学 2022年度法科大学院ガイドブック		再掲
	3-5-2-1 専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程（抜粋）		
[分析項目3-5-3] 成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること	・評価実施前年度の成績分布表		
	3-5-3-1 2021年度法科大学院成績分布表（春学期・秋学期）		
	・成績分布等のデータを組織的に確認していることに関する資料		
[分析項目3-5-4] 追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること	3-5-3-2 2021年度第7回教授会議事録（成績分布を確認していることがわかる資料）		
	・追試験や再試験に関する規程等		
	3-5-1-1 専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程 最新版		再掲
[分析項目3-5-4] 2021年度は、再試験を実施していない。	・追試験や再試験が適切に実施されていることが確認できる資料		
	3-5-4-1 追試験受験関係 2021年度春学期（非公表）		
	3-5-4-2 追試験受験関係 2021年度秋学期（非公表）		
[分析項目3-5-5] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績に関する異議申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	3-3-1 愛知大学 2022年度法科大学院ガイドブック	p. 56～58	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	3-5-5-1 専門職大学院成績評価に関する調査依頼・異議申立書受付簿		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規程等		
	3-5-5-2 2021秋学期採点依頼		
[分析項目3-5-6] 法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・法学既修者としての認定における単位の免除についての明文文化された規程等		
	1-2-2-1 愛知大学専門職大学院学則(2022年4月1日改正版)	第36条	再掲
	3-3-1-1 専門職大学院(法科大学院)授業科目履修規程		再掲

[分析項目3-5-7] 他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・他の大学院において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定についての明文化された規程等		
	1-2-2-1 愛知大学専門職大学院学則(2022年4月1日改正版)	第28条	再掲
	3-3-1-1 専門職大学院(法科大学院)授業科目履修規程		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[分析項目3-5-4] 本法科大学院が実施する修了再試験とは、3年次（既修者は2年次）春学期の「公法総合演習」「民事法総合演習」及び「刑事法総合演習」について単位を修得できなかった者のうち、秋学期の「法務総合演習」の単位を修得できた者については、「司法修習を経れば、法曹実務に就くことができる程度の知識、分析力、思考力」が備わったと評価することが可能であるとの考え方に則り、修得できなかった春学期の総合演習科目の再試験を実施するものである。修了再試験は、定期試験とは別に問題を作成し、定期試験と同レベルの水準と採点基準により、厳正な採点が行われている。	1-2-2-1 愛知大学専門職大学院学則(2022年4月1日改正版)	第22～26条	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
		根拠資料・データ欄	備考
再掲			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
なし			

基準 3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3-6-1] 法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること	・ 修了の要件を定めた規程		
	1-2-2-1 愛知大学専門職大学院学則(2022年4月1日改正版)	第34条	再掲
	3-3-1-1 専門職大学院(法科大学院)授業科目履修規程		再掲
	・ 修了判定に関する手順（教授会の審議等）が確認できる資料		
	3-6-1 修了判定教授会記録		
[分析項目 3-6-2] 修了要件を学生に周知していること	・ GPA制度その他単位修得数以外のものを修了判定に活用している場合には、その実施状況が確認できる資料		
[分析項目 3-6-3] 修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること	・ 修了要件を学生に周知していることを示すものとして、履修要項、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	3-3-1 愛知大学 2022年度法科大学院ガイドブック		再掲
[分析項目 3-6-3] 修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること	・ 修了要件を適用する手順のとおりに実施されていることが確認できる資料（教授会等での審議状況等に係る資料）		
	3-6-1 修了判定教授会記録		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[分析項目 3-6-3] 本法科大学院は、学生数が少ないこともあり、法務研究科教授会において、本法科大学院専任教員（研究者教員及び実務家教員）全員で、修了要件に則して個別学生の修了認定を検討している。	3-6-1 修了判定教授会記録		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
なし			

基準3-7 専任教員の授業負担等が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-7-1] 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられていること	・教員の配置状況（別紙様式1-2-1-1）		
	1-2-1-2 開設授業科目一覧		再掲
	1-2-1-2 開設授業科目一覧		再掲
[分析項目3-7-2] 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数 年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること	・過去5年間における教員の研究専念期間取得状況（別紙様式3-7-2）		
	3-7-2 過去5年間における教員の研究専念期間取得状況		
	3-7-2 過去5年間における教員の研究専念期間取得状況		再掲
	・研究専念期間についての規程等		
	3-7-2-1 教育職員特別研修規程		
	3-7-2-2 教育職員特別研修規程細則		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[分析項目3-7-1] 本法科大学院の専任教員は、愛知大学の他の教育組織又は他大学の教育組織から出講の依頼を受けることも少なくないが、適正な授業負担の範囲内で授業を行っているかを教授会で確認している。	3-7-1 他大学出講を承認した教授会議事録（2021.4.14）		
[分析項目3-7-2] 本法科大学院の専任教員は、愛知大学の規程に基づき、研究専念期間を申請することが可能である。しかし、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの5年間、研究専念期間を申請した者はいない。 本法科大学院は小規模であり、専任教員も法令の要件を満たすぎりぎりの人員数であるため、一人でも欠けると講義担当者を補充するのが困難であり、研究科の運営面でも支障が生じかねない。また、本法科大学院は、学生が少人数であり、きめ細かく学生の面倒を見ることで教育効果を高めるという特徴を有していることから、教員が長期に教育の場を離れることが物理的にも心理的にも困難であるという事情がある。今後は、非常勤教員の手配等により、半年単位での研究専念期間の取得を認めるなどの措置を講じたい。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 学生の受入及び定員管理

 : 「該当なし」

基準4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること	・学生受入方針		
	4-1-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）		
[分析項目4-1-2] 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること	・学生受入方針		
	4-1-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）		再掲
[分析項目4-1-3] 法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること	・学生受入方針		
	4-1-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[分析項目4-1-2] 各入学試験の事前の書類審査、並びに、入学試験当日の面接及び筆記試験後の採点においては、個々の担当教員が本法科大学院の入学者受入方針及び評価基準等を熟知したうえでっており、高い客観性および公平性が担保されている。合否判定の際には、教授会で入学試験に関与した各担当教員の意見を詳細に聴取しつつ、受験者の合否を決定している。	4-1-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）		再掲
	4-1-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）		再掲
[分析項目4-1-2] 法学既修者試験については、法律基本科目5科目に関する専門知識のみならず、課題把握能力、課題分析能力、論理的思考力、課題解決能力等の総合的な能力を評価することになっている。そして教授会において、各教科の採点担当教員2名の意見を詳細に聴取し、受験者の総合的な能力を判定し合否の決定を行っている。	4-1-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）		再掲
	4-1-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）		再掲
[分析項目4-1-3] 愛知大学法学部法科大学院連携コース（認定連携法曹基礎課程）における早期卒業の要件は、1年次で38単位以上を修得し、3年間で必修科目及び選択必修科目の単位を網羅したうえで124単位以上を修得し、かつ、法科大学院との共同開講科目のGPAは2.5以上を全て満たす、というものである。 当該要件により認定連携法曹基礎課程修了者に求められる高い司法試験合格率达到できると判断する根拠は、本法科大学院における未修者合格率の実績にある。すなわち、本法科大学院は、他の法科大学院に比し未修者の合格率が高いことが特筆されるゆえ、その開校以来培ってきた高度な未修者教育力をもってすれば、当該要件を満たして入学してくる早期卒業者に対し、法科大学院修了時において司法試験に合格するだけの学力を身につけさせることが可能であると判断するためである。	4-1-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）		再掲
	2-6-1-1 法曹養成連携に関する学内協定		再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
なし			

基準 4-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 4-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式 4-2-1）		
	4-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	4-2-1 入学者選抜の方法一覧		再掲
	・ 入学者選抜の実施体制について把握できる資料（委員会の所掌事項を定めた組織図、入試委員会規程等）		
	4-2-1-1 愛知大学大学院法務研究科入学試験等委員会規程		
	・ 学生受入方針		
	4-1-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）		再掲
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等（非公表のものを含む。）		
	4-2-1-2 入試判定基準（非公開）		
	・ 面接試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等（非公表のものを含む。））		
	4-2-1-2 入試判定基準（非公開）		再掲
	・ 入学者選抜要項等が掲載されているウェブサイトの該当箇所		
	https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission		
	・ 入学資格を示す資料（研究科規則、入学者選抜要項等）		
	4-2-1-3 愛知大学法科大学院募集要項		
	・ 入学試験問題		
	4-2-1-4 2018年度入試問題		
	4-2-1-5-1 2019年度 A 日程入試問題・出題趣旨		
	4-2-1-5-2 2019年度 B 日程入試問題・出題趣旨		
	4-2-1-5-3 2019年度 C 日程入試問題・出題趣旨		
	4-2-1-5-4 2019年度 D 日程入試問題・出題趣旨		
	4-2-1-6-1 2020年度 A 日程入試問題・出題趣旨		
	4-2-1-6-2 2020年度 B 日程入試問題・出題趣旨		
	4-2-1-6-3 2020年度 C 日程入試問題・出題趣旨		
	4-2-1-6-4 2020年度 D 日程入試問題・出題趣旨		

4-2-1-7-1 2021年度A日程入試問題・出題趣旨		
4-2-1-7-2 2021年度B日程入試問題・出題趣旨		
4-2-1-7-3 2021年度C日程入試問題・出題趣旨		
4-2-1-7-4 2021年度D日程入試問題・出題趣旨		
4-2-1-8-1 2022年度A日程入試問題・出題趣旨		
4-2-1-8-2 2022年度B日程入試問題・出題趣旨		
4-2-1-8-3 2022年度C日程入試問題・出題趣旨		
4-2-1-8-4 2022年度D日程入試問題・出題趣旨		
・入試説明会における配布資料、入試情報が掲載されたウェブサイトの該当箇所		
https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission		再掲
・法学未修者について、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験の結果を加点事由としないことが確認できる資料		
4-2-1-2 入試判定基準（非公開）	p. 4参照	再掲
・社会人や法学以外を専門とする者など多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることが分かる資料（入学者選抜要項等の該当箇所）		
4-2-1-3 愛知大学法科大学院募集要項	特別入試Ⅰ・Ⅱ	再掲
・身体に障害のある者に対する特別措置や組織的対応（予定を含む。）が把握できる資料		
4-2-1-3 愛知大学法科大学院募集要項	事前申出	再掲

〔分析項目 4-2-2〕 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・入試に関して検証するための組織について把握できる資料（委員会の規程等）		
	4-2-1-1 愛知大学大学院法務研究科入学試験等委員会規程		再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善に反映させたことを示す具体的事例等（過去 5 年分）		
	4-2-2-1 2022年度大学個別プロモーション		
	4-2-2-2 2018年度学生募集活動報告書類		
	4-2-2-3 2019年度学生募集活動報告書類		
	4-2-2-4 2020年度学生募集活動報告書類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
〔分析項目 4-2-1〕 本法科大学院は、法科大学院協会等が主催するオンライン相談会への積極的なブース参加、本学又は本法科大学院独自の進学相談会のオンライン開催、東海地区の人文社会科学学部を擁する大学宛てのパンフレットの送付及び動画配信、並びに、公開授業等の実施を通じて学生募集に努めている。	1-3-1-2 愛知大学 法科大学院 HP 動画ライブラリー		再掲
	1-3-1-3 愛知大学 法科大学院オンライン説明会		再掲
	4-2-1-9 2022法科大学院協会主催ロースクールへ行こう		
	4-2-1-10 ロースクールへ行こう参加報告		
	4-2-1-11-1 愛知大学東京霞が関オフィスにて法科大学院個別相談会を行います		
	4-2-1-11-2 愛知大法科大学院進学相談会（20190525）		
	4-2-1-11-3 辰巳法律研究所「2019ロースクール合同進学説明会・京都」（20190706）		
	4-2-1-11-4 愛知大学法科大学院オンライン説明会（2020年）		
	4-2-1-11-5 愛知大学法科大学院オンライン説明会（2021年）		
	4-2-1-12-1 2018年度 20180615静岡大学人文社会科学部法科大学院・合同説明会の参加報告		
	4-2-1-12-2 2022年度 近畿大学法学部生対象説明会報告		
〔分析項目 4-2-1〕 本法科大学院は、名古屋（車道校舎）だけでなく、東京においても、入学試験を実施している。	4-2-1-3 愛知大学法科大学院募集要項		再掲
〔分析項目 4-2-1〕 本法科大学院は、入学者受入れに関して、公平性・開放性ととも、多様性を重視している。特に、外国人及び在外教育を受けた日本人の積極的受入れを期すため、特別入試制度を設けている。	4-2-1-3 愛知大学法科大学院募集要項		再掲

【分析項目 4-2-2】 本法科大学院は、入学試験の際、受験者にアンケートを実施し、そのアンケート結果を踏まえて、より効果的な学生募集及び選抜の在り方を模索している。	4-2-2-5 愛知大学法科大学院入試アンケート年間集計表㊟（非公表）		
【分析項目 4-2-2】 本法科大学院は、入学試験結果を踏まえ、入学試験等委員会が中心となって、より質の高い学生募集に向けた改善策を検討している。	4-2-2-6 2022年度第1回・第2回入学試験等委員会議事録		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【分析項目 4-2-1】 2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの入学試験において、関東の大学生が東京試験場で受験し、入学している。	4-2-1-14 東京試験場での受験者数等		
【分析項目 4-2-1】 2018（平成30）年度から2022（令和4）年度の入学試験において、①非法学部出身者や、②社会人が継続的に受験し、入学している。	4-2-1-15 入試結果（社会人・非法学部） - 愛知大学 法科大学院		
【分析項目 4-2-1】 2018（平成30）年度から2022（令和4）年度の一般入学試験、あるいは外国人等の特別入試を通じて、外国人等が継続的に受験し、入学している。	4-2-1-16 外国人受験者数と合格者数、入学者数の状況		
【改善を要する事項】			
なし			

基準 4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 4-3-1] 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと	・ 学生数の状況（別紙様式 4-3-1）		
	4-3-1_学生数の状況		
	4-3-1_学生数の状況		再掲
	・ 適正な割合となっていない場合には、その適正化を図る取組が確認できる資料		
[分析項目 4-3-2] 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること	・ 学生数の状況（別紙様式 4-3-1）		
	4-3-1_学生数の状況		再掲
	4-3-1_学生数の状況		再掲
	・ 適正な割合、規模又は倍率となっていない場合には、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[分析項目 4-3-1、4-3-2] 本法科大学院の募集人員（収容定員）は20名であり、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの過去5年間に於ける各年度の実入学者数は収容定員である20名を下回っているが、定員の2分の1を下回るものではない。	4-3-1_学生数の状況		再掲
[分析項目 4-3-1、4-3-2] 直近5年間に於いては、各年度ともに多数の志願者を獲得し（2018（平成30）年度24人、2019（令和元）年度78人、2020（令和2）年度42人、2021（令和3）年度37人、2022（令和4）年度48人）、実質競争率（受験者数／合格者数）は、いずれの年度においても、2倍を上回っており（2018（平成30）年度2.20倍、2019（令和元）年度3.19倍、2020（令和2）年度2.23倍、2021（令和3）年度2.17倍、2022（令和4）年度2.53倍）、適正な選抜を実施できている。	4-3-1_学生数の状況		再掲
[分析項目 4-3-1] 在学生の進級率、修了率については、FD協議会、法務研究科教授会において、本法科大学院専任教員（研究者教員及び実務家教員）全員で、進級率、修了率の現状を把握、分析し、進級率、修了率の改善策を検討している。	2-4-1-2_F D協議会記録（2022.02.09）		再掲
	2-4-1-6_2022年度第4回法務研究科自己点検・評価委員会議事録		再掲
	2-4-1-7_2022年度第4回法務研究科F D協議会議事録		再掲
	2-4-1-8_2021年度第5回法務研究科FD協議会会議通知（20220209）		再掲
	2-4-1-9_F D協議会記録（2022.02.09）		再掲
	2-4-1-10_【資料01①】修了率の改善に向けた検討		再掲

〔分析項目 4－3－1〕 愛知大学法務研究科自己点検・評価委員会が課題等を摘示し、FD協議会でそれら課題等に対する改善策を議論し、具体的な改善策を実施している。これまでに、法科大学院生の進級率、修了率を改善するために、1年生に対して「担任制」を導入し、全ての学生に対して本法科大学院を修了した弁護士による「オンラインサポート」を導入し、従来、毎年3月に実施している「修了直前一斉自主研究」を、学期末試験の解説を対面で行う「自主研究会」に改組した。	2-4-1-11 【資料01②】進級率の改善のに向けた取り組みについてのご提案		再掲
	2-4-1-12 【資料01③】進級率改善に関する資料（別添資料）		再掲
	2-4-1-13 定期面談関係資料		再掲
	2-4-1-14 2022年度における1L生の担任制度について（学生向け）		再掲
	2-4-1-15 LS担任制面談記録		再掲
	2-4-1-16 2022年度春オンラインサポート担当表		再掲
	2-4-1-17 【お知らせ】2021年度修了直前一斉自主研究の開講について（2022.02.28）		再掲
	2-4-1-6 2022年度第4回法務研究科自己点検・評価委員会議事録		再掲
	2-4-1-7 2022年度第4回法務研究科FD協議会議事録		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
	なし		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

：「該当なし」

基準5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること	・ 前回の法科大学院認証評価において、施設・設備に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に施設・設備等に関して特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所 5-1-1-1【愛知大学法科大学院】評価報告書		
	・ 前回の法科大学院認証評価において、施設・設備に関して「改善すべき点」等が指摘されている場合、及び、その後に施設・設備等に関して特段の変更があった場合は、現在の状況が確認できる資料（以下に資料の種類を例示） ・ 法科大学院が管理する施設の概要・見取り図等 ・ 施設の整備計画・利用計画が把握できる資料 ・ 自習室の利用案内 ・ 各施設に備えられた設備・機器リスト等 ・ 図書館案内 ・ 図書及び資料に関するデータ（法学系図書の蔵書数等） ・ 図書館に携わる職員の専門的能力を示す資料（職員の資格、研修の参加状況等） ・ 図書館を含む各施設を運営する組織の構成員、所掌事項等が把握できる資料（組織規則等）		
	・ 施設・設備に関して、当該法科大学院の特色を表し、一定の成果を上げている場合は、特色や成果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[分析項目5-1-1] 法科大学院（車道校舎）の2教室に遠隔講義システム、授業収録が可能なビデオカメラを設置することで、法学部法科大学院連携コースの学生（法学部生、名古屋校舎）がオンライン授業を受講できるようにした。	5-1-1-2 2022年度出講案内（車道校舎施設関係部分のみ抽出）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
なし			

基準 5－2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 5－2－1] 履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること	・履修指導、学習相談及び支援に係る整備状況を示す根拠資料として、前回の法科大学院認証評価において、学生の支援に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に学生の支援に関して特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所		
	5-1-1-1 【愛知大学法科大学院】評価報告書	pp. 24-25	再掲
	・説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料（開催案内、配付資料、説明担当者、参加状況等）		
	5-2-1-1 2022年度愛知大学法科大学院オリエンテーション日程		
	・履修指導、学習相談及び支援の体制の実施状況が把握できる資料		
	5-2-1-2_2022年度春学期法科大学院オフィス・アワー 5-2-1-3 秋・春学期開講前個別面談の実施について		

〔分析項目 5－2－2〕 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること	・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況を示す根拠資料として、前回の法科大学院認証評価において、学生の支援に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所		
	5-1-1-1 【愛知大学法科大学院】評価報告書	pp. 24-25	再掲
	・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制が把握できる資料		
	5-2-1-2 2022年度春学期法科大学院オフィス・アワー		再掲
	5-2-1-3 秋・春学期開講前個別面談の実施について		再掲
	5-2-2-1 愛知大学車道校舎学生相談室（HPから抜粋）		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	3-3-1 愛知大学 2022年度法科大学院ガイドブック		再掲
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	5-2-2-2 相談室利用状況 2018年度		
	5-2-2-3 相談室利用状況 2019年度		
	5-2-2-4 相談室利用状況 2020年度		
	・経済面の援助の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	3-3-1 愛知大学 2022年度法科大学院ガイドブック		再掲
	・経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
	5-2-2-5 貸与奨学金出願者一覧（非公表）		
	・障害のある学生等に対する特別措置や組織的対応（予定を含む。）が把握できる資料		
5-2-2-6 愛知大学における障害のある学生への支援に関するガイドライン			
5-2-2-7 2020年度自己点検・評価報告書＜完成版＞（大学認証評価・最新版）			
〔分析項目 5－2－3〕 各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること	・各種ハラスメントに対応する体制の整備状況を示す根拠資料として、前回の法科大学院認証評価において、学生の支援に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所		
	5-1-1-1 【愛知大学法科大学院】評価報告書	pp. 24-25	再掲
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	5-2-3-1 ハラスメント防止ガイドライン(1999年12月9日種別なし) 20220628154445		
	5-2-3-2 愛知大学ハラスメント相談窓口に関する規程(2000年4月1日種別なし) 20220628154445		
	5-2-3-3 愛知大学ハラスメント防止人権委員会規程(2000年4月1日種別なし) 20220628154445		

[5-2-3-4 愛知大学ハラスメント防止人権委員会実態調査に関する規程\(2004年11月1日種別なし\) 20220628154445](#)

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

〔分析項目5-2-1〕 入学予定者に対して、学期開始当初から学修が適切に行われるよう、研究者教員による憲法・民法・刑法の入学前導入教育を実施し、学修支援を行っている。	5-2-1-4 2022年度プレスクリング関係資料		
〔分析項目5-2-1〕 本法科大学院の新入生及び在学生に対して、学修が適切に行われるよう、実務家教員を中心とするオリエンテーションを実施し、履修指導を行うなど学修支援がなされている。	5-2-1-1 2022年度愛知大学法科大学院オリエンテーション日程		再掲
〔分析項目5-2-1〕 若手弁護士による教育補助講師（チュータ）制度を整備するなど、教育補助者による学修支援体制の整備に努めている。	5-2-1-5 2021年度チュータ名簿		
〔分析項目5-2-2〕 独立行政法人日本学生支援機構による奨学金のみならず、学術奨励と経済援助を目的とする本法科大学院独自の奨学生制度として「専門職大学院給付奨学金」、「専門職大学院貸与奨学金」及び「法科大学院地域貢献奨学生」を整備し、積極的に支給している。	5-2-2-8 奨学金関係規程類		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
なし			